

南欧諸国の低出生率と子育て支援策の展開

西岡 八郎

はじめに

近年、日本との比較で地中海沿岸に位置する南欧諸国の低出生率について注目される機会が増えている。しかし、この地域の子育て支援策についてはイタリア以外ほとんど紹介されることはなかった。日本と同様、あるいはそれ以上に低出生率状態にあるイタリア、スペインなど南欧諸国の家族・労働政策をはじめとする子育て支援策の基本的考え方、子育てと仕事の両立支援策、子育ての経済的支援などの状況、具体的には出産・育児休暇、児童手当等の経済的支援策、公的保育サービスなどの動向について検討し、日本の低出生率と子育て支援策との関連を考える一助としたい。本稿では、イタリア、スペイン、ポルトガルを中心に、ギリシャを含めたヨーロッパ連合(EU)4カ国の子育てに対する支援施策について検討する。

1. 子育て支援策に対する基本的な考え方

南欧諸国では、人口置換水準を大きく下回る低出生力の状態が長期に亘って続いている。しかし、明確な出生促進政策を公式には持たない。各国政府の出生率水準に対する認識と政策対応について、公式見解の推移を示すのが表1である。長期に亘ってギリシャ、ポルトガル2国は出生率水準が「低い」と認識し、ギリシャのみが出生を奨励する政策を実施していると回答している(2001年には解消)。ギリシャ、ポルトガルに比して出生率が一段と低いイタリア、スペインは、政策介入はおろか出生率水準について低いとの認識を公式には2000年まで持っていない(両国とも2001年には低いと認識)。しかし、近年では明示的ではないにせよ子育てと仕事の両立を支援するための、出産・育児休暇の整備・充実などを積極的に実施するようになってきている。家族・労働政策に対する考え方、そうした考え方が生まれた背景について各国別に簡潔にまとめた(巻末の南欧諸国家族政策関連年表を参照)。

(1) イタリアの家族・労働政策の社会的背景

イタリアには出生を促進する明示的な政策はない。次にその理由をいくつか挙げる。

- 1) 1922~1943年のファシスト時代にイデオロギー上の理由による出産奨励策を経験したため、ムッソリーニ以降は出産奨励策が受け入れられなくなっている。
- 2) つい最近まで、イタリアに人口問題があるとすれば、それは人口が多すぎるという認識であった。
- 3) 例えばフランスにみられるような強い国民感情というものがなく、むしろ国内に様々

表1 南欧諸国の出生率に対する認識

国名	1976		1978		1986		1990		1993	
	政策	認識	政策	認識	政策	認識	政策	認識	政策	認識
イタリア	×	○	×	○	×	○	↑	low	↑	low
スペイン	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○
ポルトガル	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○
ギリシャ	↑	low	↑	low	↑	low	↑	low	↑	low
出所	UN (1998).		UN (1980), pp.101.		UN (1998).		UN (1992), pp.95-96.		UN (1996), pp.115.	

国名	1996		1998		2000		2001	
	政策	認識	政策	認識	政策	認識	政策	認識
イタリア	×	○	×	○	×	○	×	low
スペイン	×	○	×	○	×	○	×	low
ポルトガル	×	low	×	low	×	low	×	low
ギリシャ	↑	low	↑	low	↑	low	×	low
出所	UN (1998).		UN (2000), pp.121-122.		UN (2001a), pp.174.		UN (2002), pp.172, 206, 312, 358.	

凡例

政策 (↑…増加, ↓…低下, →…維持, ×…不介入), 認識 (○…満足, high…too high, low…too low)

な地域への帰属意識がある。政治的には中央政府に対抗し、地方分権を支持する流れがあり、思想面では共産党が常に根強く、一方ローマ教皇が支援するカトリック勢力も強い。従って、「家族を形成する」という個人的事柄に国家がどれほど関わるかについて多様な見解がある。さらに、第二次世界大戦後は経済再建が優先されたこともあって、出生に関する議論はできる限り避けられてきた。

しかし、ファシスト時代から時を経て、近年では長期に亘る低出生率の問題が人口分野のみではなく社会的な問題として認識され始め、政治レベルでも議論されている。戦後、多くの社会的・経済的変化がみられ、法整備が進んだことも影響している。たとえば、1975年の「新家族法」以来、家族内での法的男性優位は存在しないし、1971年の避妊法により、避妊について自由な広告が可能になり、1977年には妊娠中絶が合法化された。また、1971年には離婚法が成立している。

女子の社会進出を背景として、出産・子育てに関わる家族・労働政策に対して多様な要望を持つようになってきている。イタリア人口調査機関 (IRP) が1997年に実施した意識調査では、出生が抑制されている要因は子どもを持つ家族に対する経済的支援、保育サービスなどの不足にあるとする意見が上位を占めている。

この調査によれば、希望の多い支援施策は、幼い子どもを持つ家族への減税であり (回答者の16%)、乳幼児を持つ両親へパートタイム労働の機会を増やすという労働政策であり (12%)、さらに1~6歳の子どもを対象とした公的な保育サービスを充実させる (10%) ことなどである。逆に、出産奨励策ととられるためか、第3子を対象とした手当には

わずか3%の回答者しか賛成していない。子どもを持つ家族に対する手当の配分は、子どもの年齢とは無関係に家族収入に準じた基準を適用することを回答者の大半は望んでいる。

(2) スペインの家族・労働政策に対する社会的背景

スペインの合計特殊出生率は、西欧諸国のなかで最低水準にある(2001年1.26)。そのため、多くの研究者が国家の出生への介入の是非と方法について指摘している。しかし、明示的な国家の政策介入はフランコ政権(1939年~1975年)以降今日まで存在しなかった。スペインでは家族を対象とした政策がフランコ政権の超保守的立場と同一視され、非難されてきた歴史的背景がある。しかし、1970年代後半以降著しく出生率が低下し、その水準が極めて低いレベルにあることは認識されており、家族・労働政策に対する一方的な考え方は急速に変化している。以下、家族・労働政策に関する考え方の推移を簡潔に示す。

長期に亘ったフランコ政権下では、家族政策がカトリック教義およびファシスト・コーポラティズムと結びつき、出生促進や厳格な性別役割分業に基づく家庭の伝統的価値観が賞賛され、男性の役割を強化してきたという側面がある。

民主化への移行期(1975年~1986年)には、フランコ政権の影響が依然強く、家族政策は独裁的な過去の政策と同一視され、容易に受け入れられ難かった。この時期は、広い意味で家族関係に影響をおよぼす法整備が優先され、重要なものは避妊の解禁(1978年)、嫡出子、非嫡出子の法律的平等の認可(1981年)、離婚法(1981年)、中絶の部分認可(1985年)などであった。その他種々の分野(住宅、教育、労働市場)に部分介入をすることで、間接的に家族に影響を及ぼすとの配慮で実施された政策もある。また、この時期には地方自治体(自治州)の自治権が強まり、社会や家族の問題に対し独自の政策を実施する地方政府が出現した。

1980年代後半以降、家族・労働政策を実施する必要性が認識されるようになる。家族と伝統的価値観の間のシンボリックな結びつきは少なくなり、さらに、家族が社会不安の緩衝的役割を果たしているという認識(失業率の高さによって喚起)により、社会保障制度の肩代わりとしての家族に関する議論が復活した。また、自治権を持つようになった地方政府とそうでない地方では、家族支援施策の進展に地域格差が生じた。

(3) ポルトガルの家族・労働政策に対する社会的背景

サラザールの長期独裁政権(首相在任期間1932年~1968年、実質的には1974年まで)が続いたポルトガルでは、戦前から1974年までは家族をサポートする法の整備が十分でなかった。独裁体制下では男性を優位とした男女観が踏襲され、家庭役割は原則として女性の責務との考えが根強く、女性の役割がしばしば「義務的利他主義」となることが多かった。ただし、児童に対する手当は独裁政権下でも存在したが非常に少額の手当でありインフレ等の影響もあって、1970年代には手当とは言い難い程度の少額であった。

民主主義革命後の1974年以降は、家族関係に影響をおよぼす立法整備が優先され、離婚法(1975年)、嫡出子、非嫡出子の法律的平等の認可(1981年)、中絶の部分認可(1984年)などの法が成立した。この時期は独裁政権下で抑圧されてきた女性の地位向上に関する多くの法的な整備が積極的に押し進められた。

また、子育てを支援する施策については、近年まで総合的に実施されることはなかったが、家族関係の規制を緩和する多くの法律と同時に、1976年には90日の出産休暇が認められている（1999年には120日に延長された）。ポルトガルは、EU諸国のなかで、乳幼児を持つ母親の労働時間が最も多いが、近年急速に家庭と仕事の両立支援策や子育ての経済的支援にオプションを設定するなど工夫をこらした家族政策が導入され始めている。

2. 出産・育児休暇制度について

表2に南欧4カ国の出産休暇と育児休暇をまとめてある。図1では出産・育児休業制度上の最長期間について図示した。以下に各国個別の状況についてふれる。

表2 南欧4カ国の出産休暇と育児休暇

	イタリア	スペイン	ポルトガル	ギリシャ
出産休暇				
休暇期間	5ヶ月	16週	120日	5ヶ月 ¹⁾
賃金補償	80%	100%	100%	100%
父親の取得	不可能	可能 ²⁾	可能 ³⁾	不可能
父親休暇				
休暇期間			5日	2日
育児休暇				
休暇期間	10ヶ月 ⁴⁾	3年	6～24ヶ月	7ヶ月
現金給付	30% ⁵⁾	なし	なし	なし
パートタイム 形態での休暇	なし	あり	あり	あり

1) 公共セクターの場合、民間セクターの場合は17週（部分支給）。2) 10週まで（最初の6週は母親が取得すること）。3) 最初の6週は母親が取得すること。4) 両親の合計（それぞれ6ヶ月まで）。ただし、父親休暇の取得推奨のために、父親が5ヶ月以上の休暇を取る場合、合計11ヶ月になることもある。5) 子が3～8歳までは低所得家庭のみ支給。

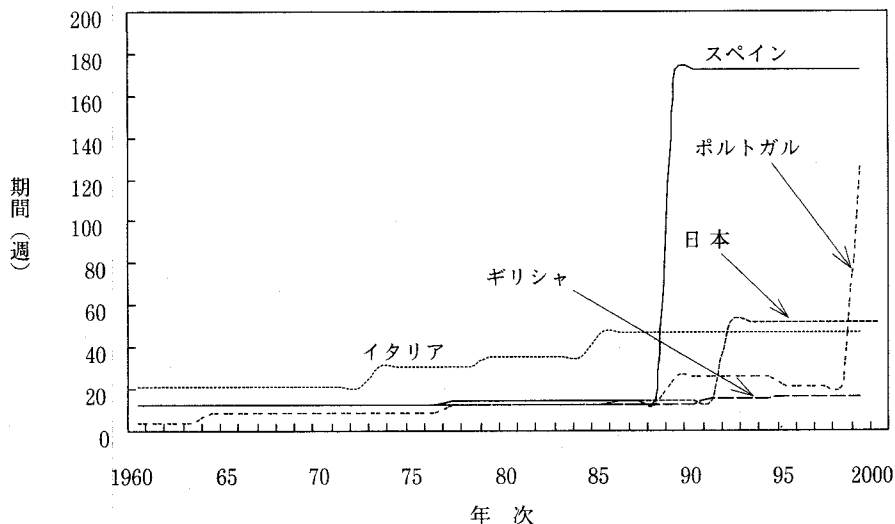
出所) De Santis, Gustavo, and Testa, Maria Rita (2002); Cabré, A. (ed.) (2000); Symeonidou H. (2002) Social Security Administration (2002).

(1) イタリアの出産休暇・育児休暇制度

イタリアでは5カ月（産前2カ月、産後3カ月）の強制出産休暇により母親となる女性は休業する。雇用されている勤労者の場合、休暇前の給与の80%がこの期間中支払われる。その後、母親には出産後1年以内に6カ月の育児休暇を取る権利があり、この期間には給与の30%が支払われる。

イタリアにおいて出産休暇は、仕事を持つ母親のための5ヶ月間の義務休暇である。標準的には、産前2ヶ月、産後3ヶ月の振り分けとなっているが、近年、一部改正された法が導入されている（Law 53/2000, 2001年3月26日 Dlgs No.151）。子どもの健康に危険を及ぼさないという医師の証明があれば、産前1ヶ月、そして産後4ヶ月の振り分けを選択できることが可能となった。早産の場合も休暇が減ぜられることはなく、産後休暇に割り当てられ、5カ月の休暇は常に保証される。母親が死亡、または病気になった時、または養育を放棄した場合は、この5ヶ月間の休暇の残りを父親が取得することが

図1 出産・育児休業制度の最長期間



注) 法律で認められた出産・育児休暇の最長期間 (出産休暇+育児休暇)。無給の期間も含む。ただしポルトガルについては、有給の期間のみ。ただし、1999年は無給の期間も含む。
資料) U.S.Department of Health, Education, and Welfare (各年次); Columbia University (2002); 松原亘子 (1995); 労働省女性局 (各年次); 労働省労働基準局編著 (1975)。

できる。全てのケースにおいて、この出産休暇を利用している人は、自分の仕事を継続する権利を持ち、取得期間中は給与の80%が支給される¹⁾。

その後、子どもが8歳になるまで、両親は付加休暇を得ることができる。通常この休暇の継続期間は6ヶ月²⁾であり、子どもが3歳未満であるなら給与の30%が支払われる。ただし貧困家庭にのみこの後も引き続き支払われる。

また、子どもの病気時には、どちらの親 (一緒にとることはできない) でも病気休暇を取得できる。ただしこの休暇は無給であり、子どもが2歳になるまでの間は無制限に取れるが、3～8歳の間は年間最大5日間である。また、すべての労働者は年間3日までの家族介護休暇 (100%支給) を得ることができる。この対象には9歳以上の子どもを含む。

(2) スペインの出産休暇・育児休暇制度

スペインの出産休暇については、近年整備が進んでいる。1989年以降、期間およびその質に関して、種々の法改正が行われてきた。1989年、出産休暇の期間が14週間から16週間に延長され、1年間は職場復帰が保証されるようになった (ただし、1年間は保険料支払い義務あり)。この法では女性の職場復帰の保証だけでなく父親にも同様の権利が与えられた (最高4週間)。

1994年、休職中の手当は母親の所得の75%から100%に増額され、手当を受け取るのに

1) 勤労者は最大給与の100%が支給される。前2年間の平均所得に基づいて支払われる。

2) 両親の休暇の合計が10ヵ月を超えないこと。ただし、父親がこの休暇をとるのを奨励するために、父親が5ヵ月以上の休暇を取るならば、合計は11ヵ月になることもある。

必要な保険料支払い期間は1年から180日に短縮された。手当は社会保障基金から直接支払われる。1995年には、最低1年間育児休暇を取得する従業員を新規採用する会社に対して税控除の制度が整備されている。

1999年11月に成立した39/1999法 (para promover la conciliación de la vida familiar y laboral de las personas trabajadoras) によって父親の出産休暇権が付加された。

1) 母親の16週間の出産休暇のうち10週を父親が替わって取得することができる (前法律では4週間であった)。最初の6週間は母親に義務づけられている。

2) 母親と父親が同時に育児休暇を取得することが可能である。ただし両者合わせて有給休暇が16週を超えないこと。

3) 母親死亡の場合は、新法では父親が16週間まで、または母親死亡後の残りの出産休暇を取得することができる。前法では6週間であった。

4) 子どもおよび養子のための育児休暇も認められるようになり、期間は子どもの年齢に応じて段階があったが、7歳以下の子どもを持つ場合、一律16週間の有給休暇を取得できるようになった。

5) 妊娠時に必要がある場合には休暇を取得することが認められた。その場合基本給の75%が支給される。

この新法では、家族や親戚が加齢、事故、障害により自己のケアができなくなった二等親までの親類縁者の家庭介護が可能になり、その内容が拡大した。前法では幼児の世話をする場合に限られていた。介護休暇は無給であるが、仕事は保証される (親族の介護の場合は1年間、出産の場合は3年間)。休暇または仕事量の軽減は、男性と女性それぞれに付与されている。

(3) ポルトガルの出産休暇・育児休暇制度

ポルトガルの出産休暇は、妊婦と家族保護のため、1976年にはじめて90日間認められ、休暇前の給与の100%がこの期間中支払われることになった。出産休暇期間はその後1995年に98日 (14週) に延長され、1999年からは120日間取得できるようになっている。

さらに、親休暇と父親休暇、家族の個人的理由による休暇がある。育児休暇は、6~24ヵ月までとることができるがこの休暇は無給である。家族を理由とする休暇は、10歳未満の子どもが病気をしたとき、年間30日まで取得できるがこれも無給である。

また、1995年には母親の出産休暇 (母親の義務的な最初の6週間) と2日の父親休暇を父親と母親が共有するというオプションが制定された。1999年には休暇の取り決めについての変更がみられる。有給の出産休暇が120日間に延長され、100%支払われる父親休暇が2日から5日間に増えた。子どもが1歳になるまで、1日につき2時間の休暇 (時短) が母親の権利として認められた (この権利は両親 (母親か父親) のどちらか1人が取得できる)。新法では、100%有給の120日間を、母親がとらなくてはならない6週間以降は、父親に割り当てる事を可能にした (以前は、母親が病気か死亡した場合のみ可能であった)。また、父親が120日の休暇直後に2週間の育児休暇をとることも可能となった (100%支払われる)。

1999年の同法は、無給育児休暇（出産休暇の後に続く）に関して、両親は6歳未満の子どもの育児に3ヵ月の無給の育児休暇をとるか、代わりに6ヵ月間のパートタイムの仕事にするか、またはこの両方のパターンを組み合わせた休暇をとることができるよう拡充された（以前は、無給の育児休暇は3歳未満の子どもの育児に6ヵ月間）。ほかにも12歳未満の子どもを持つ両親は、柔軟な労働時間（フレックス制）で働くことが可能となった。

3. 子育ての経済的支援について

表3、表4にそれぞれ4カ国の世帯特性（子ども数）からみた児童手当の月間支給額、児童手当制度の特徴、図2では各国の製造業の平均賃金に占める手当の割合（子どもの出生順位別）についてまとめてある。各国別に子育てに対する経済的支援状況についてふれていく。

表3 南欧4ヵ国における世帯の特徴からみた児童手当の月間支給額(単位：ユーロ)

	イタリア	スペイン ¹⁾	ポルトガル ²⁾	ギリシャ
子ども1人	家族の数(子ども7人まで)および収入により、	24.25	26.24	5.80
子ども2人	10.33~965.26	48.50	52.48	17.40
子ども3人	まで変動。	72.75	91.84	39.15
子ども4人		97.00	131.20	47.56
以降子1人につき特別手当 ^{*)}	24.25	24.25	24.25	24.25

*) イタリア：大家族手当として子1人につき、さらに手当の10%増額。スペイン：第3子以上の子に出生祝い金として一括で支払われる。その他複産手当あり。ギリシャ：子ども3人。

1) 子の障害の程度により支給額は異なる。

2) 家族の収入により、支給額が4つの段階に分けられ、さらに子の年齢により2つに区分されている。表の数値は、第1段階（国の最低賃金の1~1.5倍）、子の年齢は1歳以上のもの。資料) Social Security Administration (2002)

表4 南欧4ヵ国における児童手当制度の特徴

	イタリア	スペイン	ポルトガル	ギリシャ
対象児童	全員	全員	全員	全員
受給対象年齢	18歳未満 ¹⁾	18歳未満 ²⁾	16歳未満 ³⁾	18歳未満 ⁴⁾
手当は課税対象か	非課税	非課税	非課税	課税対象
親の所得による支給額差	あり	あり	あり	なし
児童年齢による支給額差	なし	なし	あり	なし
多子加算	あり	なし	なし	あり
ひとり親家庭への付加手当	なし	なし	なし	あり

1) 障害児は無制限。

2) 重度の障害児（65%以上）は無制限。

3) 就学児童および障害児は25歳未満。

4) 児童が就学している場合は22歳まで、障害児は無制限。

資料) Social Security Administration (2002)

(1) イタリアの児童手当等の経済的支援制度

イタリアにおける子どもに対する経済的支援についてふれる。イタリアでは、所得基準（厳しい収入調査による）と子ども数に応じて家族手当が支払われる。家族手当が認めら

れるには、家族の総収入が3人家族では1万8000ユーロ以下、4人家族では2万2000ユーロ以下、5人家族では2万5000ユーロ以下という基準が設けられている（表5）。したがって、収入基準と子ども数による支給手当は、10.33～965.26ユーロまで幅がある。1999年の財政法で3人以上の子どもを持ち経済的に負担がかかる家庭に対して特別援助が導入された。しかし、以上の措置は基本的にすべて低所得者に対する貧困対策であり、出生を促進するものではない。

税の控除については、2002年には扶養の子ども1人につき516ユーロ（2001年までは266ユーロ、収入調査あり）、扶養の配偶者（516ユーロ）、その他の扶養家族（非就労）のいる場合は減税が実施される。さらに、以上の被扶養者のために負担する教育費、医療費などの費用は税控除の対象になる。税控除も家族手当と同様に収入基準がある。子ども数に応じて、1人の場合3万6000ユーロ、2人では4万ユーロ、3人になると5万ユーロに増加する（表5）。

表5 イタリアにおける公的扶助を受けるための条件

家族手当		税の払い戻し	
	家族の総収入		家族の総収入
家族の数		子どもの数	
3人	1万8000ユーロ以下	1人	3万6000ユーロ以下
4人	2万2000ユーロ以下	2人	4万ユーロ
5人	2万5000ユーロ以下	3人	5万ユーロ
		4人以上	規制なし

出所) De Santis, Gustavo, and Testa, Maria Rita. (2002)

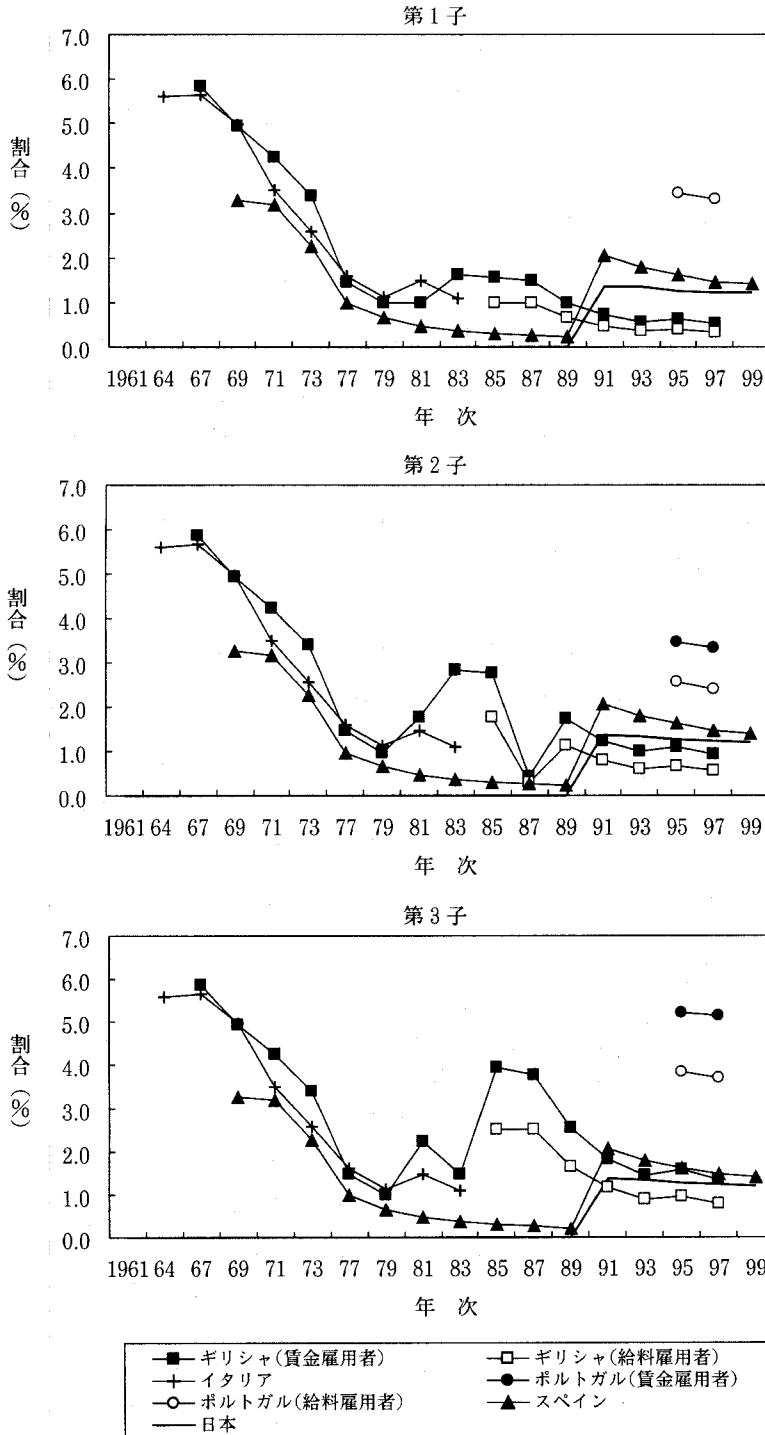
(2) スペインの児童手当等の経済的支援制度

スペインの児童手当はフランコ政権時に始まっている（Statutory Order 2945/66 on Social Security Family Protection Economic Benefits）。手当の額は開始時の1966年から1990年の間はほぼ一定で、1990年に大幅に改正された。1966年から1971年の間、子ども1人に対する手当は200ペセタで、1971年から1990年の間は250ペセタでほぼ20年間固定されていた。20年の間にインフレが進み賃金が実質増加したため、家族所得に対する手当の価値は大幅に下がった。児童手当の額は1970年には最低賃金の5.6%、1980年には1.1%、1990年には0.5%相当であった（各国の製造業平均賃金に対する手当の割合の推移は図2）。同時に支給された配偶者手当は、1966年から1971年の間は月300ペセタ、1971年から1985年の間は375ペセタ、1985年以降は削減された。一回に限り、結婚手当も支給されており、1966年から1971年の間は5000ペセタ、それ以降は6000ペセタであった。第1子誕生手当もあり、1966年から1971年の間は2500ペセタ、それ以降は3000ペセタとなった（表6）。

1990年の法改正（Law 26/1990 on non-contributory benefits）で、児童手当と一般的な貧困者政策が統合された。同改正による大きな変化は以下に示したが今日もなお有効である。

1) 非課税の児童手当の創設

図2 製造業の平均賃金に占める手当の割合の推移



注) 1ヶ月は30日、4週として計算した。
 出所) ILO (各年版) ; U.S. Department of Health, Education, and Welfare (各年次)。

改正が実施される以前は、受益者は所得レベルには関係なく、社会保障に加入している労働者に限られていた。

2) 児童手当の一般支給は廃止となり、所得水準によって低所得者だけ手当を受け取る権利を有する(ただし、子どもに障害がある場合は例外)。

3) 手当に関しては、雇用主ではなく社会保障基金から直接支給される。1990年には月額3000ペセタで、この場合の最低所得は53250ペセタ、最低所得の5.6%であった。

2000年1月の新法までは給付金の新たな貨幣価値見直し、および改正は実施されなかった。2000年1月に新しい法律(1月14日 Real Decreto-Ley 1/2000)が採択され、手当が増額された。また、貨幣価値の見直しが18歳未満の子どもおよび18歳未満の障害者に対する手当に対し行われた。18歳未満の子どもの場合、支給額は年216.4ユーロ(月18.0ユーロ)から291.0ユーロ(月24.3ユーロ)になり、最低所得(2000年では月収42.5ユーロ)の4.2%から5.7%に増えた。障害を持った子どもへの手当は障害のレベルによって、年額432.7ユーロから581.7ユーロ、最低所得の8.5%から11.4%に増額された。

さらに、以下の2つの新しい手当が導入された。

a) 複産に対する割増し手当

b) 第3子からは一人につき450.8ユーロの手当を支給

この2つの手当は子どもの誕生月に支給される。a)に関しては所得制限を実施しないが、b)に関しては所得制限がある。また健常児への手当についても所得制限がある。(手当の受給資格が認められる最高所得額を毎年具体的に示し、第3子からは子ども1人に対して15%ずつ増加する)。

表6 スペインの児童手当額(単位:ペセタ)

	1966~1971年	1972~1985年	1986~1990年
児童手当(子ども1人)	200	—	250
配偶者手当	300	375	削減
結婚手当	5,000	—	6,000
第1子誕生手当	2,500	—	3,000

出所) Gonzales Quiñones, Fernando R. (2002)

(3) ポルトガルの児童手当等の経済的支援制度

ポルトガルの児童手当の支給の対象は16歳までであるが、教育、職業訓練を受ける子どもは25歳まで手当の受給資格がある。児童手当の額は収入によって異なる。2001年までは、家族の収入により3つのレベルに分けられていた。しかし、第2レベルの収入枠(最低賃金の1.5~8倍の間)は、広範囲であったため、2001年9月より、第2レベルをさらに二つに区分(最低賃金の1.5~4倍のレベルと最低賃金の4~8倍のレベル)し、収入基準を4つのレベルにする制度へ切り替えられた(表7)。

児童手当については、子どもの出生順位と年齢に対応している。たとえば、第1レベルの収入家族(最高で、最低賃金の1.5倍の収入)は、12歳未満の子ども1人について、1ヶ月につき87.29ユーロの児童手当を受ける。子どもが第3子またはそれ以上なら、131.03

ユーロを受け取る。1歳以上の子ども1人につき、同じ家族は26.24ユーロを受け取り、第3子またはそれ以上の子どもの場合は39.36ユーロを受け取る。家族の収入が上がるにつれて、受け取る手当は累進的に減っていく。しかし、第3子またはこれ以上の子どもについては、所得に関係なくすべての家族に受給資格がある（以前なら、低収入の家族だけが受給）。また、収入に関係なく障害を持つ子どものために支給される手当もあり、受給額は年齢によって変わる。

表7 ポルトガルにおける児童手当の金額（単位：ユーロ）

	子どもが1歳未満		子どもが1歳以上	
	第1子、第2子への給付金	第3子以降への給付金	第1子、第2子への給付金	第3子以降への給付金
最低賃金の1.5倍まで	87.29	131.03	26.24	39.36
1.5～4倍	76.22	110.53	20.45	29.98
4～8倍	65.19	87.64	17.51	23.74
8倍以上	40.35	52.52	15.41	20.05

出所) Social Security Administration (2002).

4. 公的保育サービスについて

一般に南欧諸国における公的保育サービスは未整備である。伝統的な家族観がベースにあって、乳幼児期の子育ては母親保育という価値観が根強かったためである。表8に4カ国の公的保育サービス・初等教育の状況を示した。以下、各国の公的保育サービスについて簡単にふれる。

(1) イタリアの公的保育サービス

イタリアの3歳未満の子どもに対する保育サービスは未整備の状況にある。保育施設はこの年齢の子どもの5～6%しか利用できず、イタリアの中部や北部、あるいは大都市に偏在しており、需要も均一ではなく実際にはサービスが集中している地域・都市に限って保育施設は不足している。両親が収入に応じて支払う保育料で経費の80～90%を賄い、不足分は地方自治体が補っている。民間の保育施設は稀であり料金も高く、幼い子どものいる働く母親は親族の助けに大きく依存している（働いていない母親に保育を依頼し、所得移転を行うケースもある）。イタリアでは結婚する夫婦は親の支援をあてにして夫、あるいは妻、または両方の両親の家から1キロ以内に新居を構えることが多いとさえいわれる。

3～5歳の子どものための保育施設は、対象となる子どもの90%に行き渡っている。このサービスは行政の義務ではないものの、公費負担で保育料は安い。

(2) スペインの公的保育サービス

スペインの就学前教育（0歳児から6歳児まで）の大部分が、1970年の教育一般法（Ley General de Education）により教育制度に導入されたが同規定には強制力がない。スペインにおける教育改革の最新の法は1990年に制定されている（Ley Organica

表 8 南欧 4 ャ国の公的保育サービス・初等教育

	イタリア	スペイン	ポルトガル	ギリシャ
3歳未満	政策主体は地方福祉局。共働き世帯が対象。地方自治体の補助+自己負担 12%-20%。保育所に通う児童の0~3歳児の割合は6%。	政策主体は州の教育局。政府の補助+自己負担最大20%。保育所に通う児童の0~3歳児の割合は5%。	保育所に通う児童の0~3歳児の割合は12%。	児童の公的ケア利用率は3%。
3歳から6歳	通園率は95%。政策主体は文部省。国が全額保障しており無料。スタッフと子どもの割合は3:25。義務教育開始年齢は6歳。	通園率は84%。政策主体は州の教育局。政府が全額保障しているものと、政府の補助+自己負担のものがある。義務教育開始年齢は6歳。	通園率は48%。義務教育開始年齢は6歳。	義務教育開始年齢は6歳。
初等教育	小学校8:00-12:30の週6日制と、8:00-12:30+14:00-16:30の週5日制がある。給食サービスはほとんどなし(週6日制)またはあり(週5日制)年間授業:810時間(7歳),810時間(10歳)	小学校9:00-12:00+15:00-17:00給食サービスは増加中年間授業:854時間(7歳),854時間(10歳)	小学校9:00-15:00給食サービスはあり年間授業:788時間(7歳),875時間(10歳)	小学校8:30-13:00あるいは13:15-19:30。給食サービスはなし年間授業:846時間(7歳),846時間(10歳)

資料) COLUMBIA UNIVERSITY (2002); UNESCO (1999).
ギリシャの3歳未満については, Symeonidou, H. (2002)

General del Sistema Educativo-LOGSE)。就学前教育はLOGSEに定められており、幼児教育は0歳児から3歳児と、3歳児から6歳児の2段階に分けられている。教育に関する法的権限は自治州政府にある。LOGSEでは乳幼児教育の必要性を認めているが義務づけられてはいない。3歳未満の子どもに対する保育サービスはイタリア同様未整備である。この年齢の子どもの5%しか利用していない。3歳児はつぎのステップへの過渡期であるが3分の1は保育園・幼稚園に行かない。4歳児と5歳児が保育園・幼稚園における中心的存在である。

(3) ポルトガルの公的保育サービス

ポルトガルにおける公的保育サービスのシステムは、1975年の法律によってはじめて制定された。1979年に、幼稚園は労働・社会保障省と文部省両方の管轄となった。この政策の主たる目標は、子どもの自立と教育を支持することであり、同時に学校へ入学する機会の平等を保証した。

1995年の新政権では就学前教育の充実が最優先事項とされ、1996年と1997年の法では就学前サービスの目標値が設定された。2000年までに就学前教育にある5歳児の90%、4歳児の75%、3歳児の60%を目標値として設定した。1998/99のデータでは、3歳から5歳層の60%が就学前サービス(1994/95では55%)を利用している。

しかし、3歳未満の子どものための保育サービスは他のイタリア、スペインと同じく未整備で、とくに都市部で不足している。

5. その他の子育てに対する支援環境

(1) イタリアの状況

イタリアでは、一般的に家族は持ち家に住み（70%以上）、税控除などの施策により長期に亘り持ち家指向が支援されてきた。賃貸料を抑制して「貧困者を保護する」政策が1970年代初期に実施され、結果的に賃貸住宅の市場メカニズムを阻害し、持ち家指向を助長した。したがって、若者を対象にした廉価な賃貸住宅が不足している。イタリアでは、こうした状況も若者の失業率の高さと相俟って、親からの離家、家族形成の遅れを増幅させる要因となっている。

(2) スペインの状況

スペインでも若者の親からの独立の遅滞が、結婚の遅れや出生率低下の要因となっている。また成人期における家族形成行動の遅滞要因の一つにイタリア同様住宅問題がある。住宅の市場価格とスペイン中産階級の所得との間に大きな不均衡が生じていることが影響している。同国の住宅市場では、イタリアや他の南欧諸国同様、国民の持ち家率は高く、賃貸住宅は若者にとって高価であるか、廉価な物件は不足気味であり、公営住宅も少ない。

1975年～1986年の経済危機では就業に影響をおよぼしたが、景気回復後（1986年～1991年）も若者を対象とした労働市場は冷え込み、就業の場合でも多くは労働契約が暫定的なもので、住宅購入のためのローンを組むことは難しく、住宅所得の状況はさらに悪化した。その後も1992年から1995年にかけての新たな経済不況で、若者の失業率は上昇し、いっそう住宅取得は困難となっており、若者対象の賃貸住宅も不足気味である。

(3) ギリシャの状況

ギリシャについては、ここまでふれてこなかったが、最後に子育て支援環境の概略について紹介しておく。

ギリシャでも、子どもを持つ親に対し経済支援（給付金、児童手当、税控除等）や保育サービス（保育園、幼稚園、相談サービス等）が提供されている。また、失業、障害、離婚等の影響により窮状にある家族に対しては、通常の場合より優遇施策がとられている。大家族は多くの方法で厚く手当てされている（1926年憲法より）。児童手当など手当による経済的支援では、子どもの数に応じて手当の額は増加し3番目の子どもが最も優遇される。3人を超える子どもを持つ母親は年金でも優遇され、住宅施策によっても特別な税控除を受ける。

しかし、ギリシャでも少子化に対する関心が増しているにもかかわらず、家族給付のレベルは非常に低い。イギリス、ポルトガルとともに、EU諸国の中では最も低い状況にある。GNP比で見ると、スペインと同様ギリシャは、国家予算に占める社会保障費の配分はEU諸国中最低レベルにあり、家族給付に対する社会的支出では最下位に位置する。

ギリシャでも女性の経済活動への進出にともなって、出産・育児休暇、手当等による経

済的支援、公的保育サービス、およびその他の関連施策などによる家庭生活と仕事との両立支援策が重要度を高めているが、出産休暇は、公共セクター就業者において5ヶ月（全額支給）、民間セクター就業者において17週間（部分支給）が認められている。公共部門においては、育児休暇（各親に対し3.5ヶ月）、および6歳未満の子どもに対する2年間の付加育児休暇があり、さらに第二子以降の子どもに対してこの育児休暇が1年ずつ増える。しかし、休暇期間中は無給であり、この制度の取得率は非常に低く、ほとんど利用されていない。公共セクターで働く女性は出産休暇に続いて、2時間ずつ1年間あるいは1時間ずつ2年間の労働時間を短縮する権利を有している。公的保育サービスの領域においては、とくに3歳未満の子どもに対する公的ケア施設が非常に少なく、また質も劣っている（利用率は3%）。

むすび

地中海沿岸に位置するイタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャのヨーロッパ連合（EU）4カ国の出生率は、先進国中最も低い水準にあり、この点は日本との共通性がある。日本の低出生率と子育て支援施策との関連を考える一助とするため、これら諸国の出産・育児休暇、経済的支援、保育サービスなど子育て支援をめぐる施策について検討した。

イタリア、スペインの出生率は長期に亘って人口置換水準を大きく下回り、欧米諸国中最も低い水準にあるものの、これに対する明示的な出生促進政策は持たない。従来、出生に対する政策はスペインではフランコ政権の立場と同一視され、イタリアではムッソリーニ政権のそれと同一視されることなどの要因が、出生政策忌避の背景にある。近年では、南欧諸国でも家族政策の必要性が認識されているが、立ち後れていることは明らかである。

子育てと仕事の両立を支援する施策のうち出産休暇と育児休業については、スペインの場合、前者が16週間あるのみで、これについては100%の所得補償がある。イタリアでは5ヶ月の強制出産休暇があり、80%の所得が補償される。その他、両親合計10ヶ月（それぞれ6ヶ月まで）の育児休暇の権利があり、30%の所得が支払われる。ただし、父親が5ヶ月以上取得の場合には合計11ヶ月になることもある。子育ての経済的支援については、イタリア、スペインでは家族手当を受け取るためには厳しい収入制限がある。両国とも、基本的にはいずれも出生を促進するものではなく、低所得者に対する貧困対策の性格を色濃く持っている。保育サービスについても南欧諸国は各国とも3歳未満児の公的保育サービスは不足しており、3歳未満児の保育所在籍率は3～12%にとどまっている。

その他に、南欧諸国における成人期への移行遅滞（結婚・出産の遅れ）の要因のひとつは住宅政策の不備である。イタリア、スペインともに持ち家が中心で、若年層向けの賃貸住宅市場が極端に未整備であり、失業率の高さとともに若者が独立して世帯を構えることを妨げ、成人期への移行を遅らせている。

南欧諸国の場合、既に述べたとおり仕事と家庭の両立問題に対して家族・労働政策の対応が遅れている。仕事と家庭の両立支援策として、出産・育児休業とその後の保育サービ

スとの受け渡しの制度整備などが重要性を増している。また、制度の取得率の低さなどから各種制度を定着・浸透させる必要性が指摘されている。同時に、子育てに対する経済的支援についても、元来低所得者対策的性格を持つなど十分ではない。

南欧諸国の超低出生率と家族・労働政策との関連は、日本にとっても示唆的であり、今後日本でも適切な施策の実施・強化とその施策の実効性を高めないと、南欧諸国並かそれを下回る出生率に低下する可能性がある。

文献

- Arango, J. and Delgado, M. (1995) "Spain: Family Policies as Social Policies" in Moors, H. and Palomba, R. *Population, Family and Welfare.*, Oxford: Clarendon Press.
- 阿藤誠・赤地麻由子 (2003) 「日本の少子化と家族政策：国際比較の視点から」『人口問題研究』第59巻第1号, pp.27-48.
- Cabr , A., Domingo, A., Trevi o, R., Miret, P. and Houle, R. (Centre d' Estudis Demogr fics, Universitat Aut noma de Barcelona) (2000) "Fertility Trends and Family Policy in Spain" (Spanish version is "Dinamoca Y Politca Familiar en Espana").
- Chesnais, J.C. (1996) Fertility, family and social policy in contemporary Western Europe, *Population and Demographic Review*, 22-4, pp.729-739.
- Chesnais, J.C. (1998) "Below-replacement fertility in the European Union (EU-15): facts and policies, 1960-1997", *Review of Population and Social Policy*, 7, pp.63-81.
- Council of Europe (2002) *Recent Demographic Developments in Europe 2002*.
- Dalla Zuanna, G. (2001) "The banquet of aeolus: a familistic interpretation of Italy's lowest low fertility", *Demographic Research*, online available at: <http://www.demographic-research.org/>, 4 (5), pp.134-162.
- De Santis, Gustavo, and Testa, Maria Rita. (2002) Family policies in Italy: how friendly are they? [日本語報告要旨] 小島宏 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究費 (課題番号H11-政策-008) 平成13年度報告書) pp.445-449
- Eurostat (1998) Social Portrait of Europe, Luxemburg.
- Eurostat (2002) Statistics in Focus: Theme 3.
- 福田亘孝 (2003) 「子育て支援政策の国際比較：日本とヨーロッパ」『人口問題研究』第59巻第1号, pp.7-26.
- Gonzales Qui ones, Fernando R. (2002) Fertility and Family Policy in Spain [日本語報告要旨], 小島宏 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究費 (課題番号H11-政策-008) 平成13年度報告書) pp.454-457
- 原俊彦 (2001) 「第2部地域・言語国別研究 第1章 ドイツ語圏諸国」, 阿藤誠 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究費 (課題番号H11-政策-008) 平成12年度報告書), pp.57-159.
- 原俊彦 (2003) 「ドイツ-オランダ語圏諸国の低出生率と家族政策」『人口問題研究』第59巻1号, pp.81-98.
- ILO (各年次) *Yearbook of Labour Statistics*.
- 石田信義 (2002) 「ポルトガルの人口動向と家族・労働政策」, 小島宏 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究費 (課題番号H11-政策-008) 平成13年度報告書), pp.461-558.
- Lluis Flaquer (2000) Family Policy and Welfare State in Southern Europe, WP n m. 185, Institut de Ci ncies Pol tiques I Socials, Barcelona, 2000, Universitat Aut noma de Barcelona.
- 松原亘子 (1995) 『詳説 育児・介護休業法』 労務行政研究所.
- Meil Landwerlin, G. (2002) Family Policy and Fertility Trends in Spain [日本語報告要旨], 小島宏 (主任研究者) 『先進諸国における少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究費 (課題番号H11-政策-008) 平成13年度報告書), pp.450-451

- 仲村優一, 一番ヶ瀬康子 (1999) 『世界の社会福祉 5 フランス・イタリア』旬報社.
- 西岡八郎 (2000) 「スペインにおける低出生率の背景」, 阿藤誠 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究費 (課題番号H11-政策-008) 平成11年度報告書;), pp.407-431
- 西岡八郎 (2001) 「イタリア, スペインの出生動向と家族政策」, 阿藤誠 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究費 (課題番号H11-政策-008) 平成12年度報告書) pp. 409-429.
- 西岡八郎 (2003) 「南ヨーロッパ諸国の出生率の動向と近接要因・社会経済的要因の変化」『人口問題研究』第59巻第2号, pp.20-50.
- 労働省女性局 (各年次) 『働く女性の実情』.
- 労働省労働基準局編著 (1975) 『労働基準法 下 新訂版』労務行政研究所.
- Social Security Administration (2002) Social Security Programs Throughout the World 2002: Europe.
- Symeonidou, H. (2002) Demographic Report of Greece [日本語報告要旨], 小島宏 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究費 (課題番号H11-政策-008) 平成13年度報告書), pp.458-460.
- The Clearinghouse on International Developments in Child, Youth and Family Policies at COLUMBIA UNIVERSITY (2002) <http://www.chilpolicyintl.org/>
- UNESCO (1999) Statistical Yearbook 1999.
- United Nations (1980) *World Population Trends and Policies 1979: Vol.II.*
- United Nations (1990) *World Population Monitoring 1989. Special Report: The Population Situation in the Least Developed Countries*, (Population Studies, No.113 - ST/ESA/SER.A/113), New York.
- United Nations (1992) *World Population Monitoring 1991: . With Special Emphasis on Age Structure*, (Population Studies, No.126 - ST/ESA/SER.A/126).
- United Nations (1996) *World Population Monitoring 1993: With a Special Report on Refugees*, (ST/ESA/SER.A/139).
- United Nations (1998) *National Population Policies*, (ST/ESA/SER.A/171), New York.
- United Nations (2000) *World Population Monitoring 1999 : Selected Aspects of Reproductive Rights and Reproductive Health*, (ST/ESA/SER.A/174).
- United Nations (2001a) *World Population Monitoring 2000: Population, Gender and Development*, (ST/ESA/SER.A/192).
- United Nations (2001b) *World Populations Prospects, the 2000 Revision*, (ST/ESA/SER.A/205) [Disk2 Extensive Set].
- United Nations (2002) *National Population Policies 2001*, (ST/ESA/SER.A/211).
- U.S. Department of Health, Education, and Welfare (各年次) Social Security Programs Throughout the World.
- U.S.Social Security Administration (各年次) *Social Security Programs Throughout the World*.

付表 南欧4カ国の家族政策関連年表

	イタリア		スペイン		ポルトガル		ギリシャ	
	TFR	年表	TFR	年表	TFR	年表	TFR	年表
1960	2.41		2.86		3.16		2.21	
1961	2.41		2.76		3.20		2.12	
1962	2.46		2.80		3.23		2.16	アテネ大学生物医学研究所による出生力調査の実施
1963	2.55		2.88		3.12	売春行為の禁止	2.13	
1964	2.70		3.01		3.21		2.24	初の戦後教育改革が行われ、自由教育が導入される
1965	2.66		2.94		3.15		2.24	アテネ大学生物医学研究所による出生力調査の実施
1966	2.63		2.93	児童手当制度の開始	3.16		2.32	
1967	2.53		2.98		3.16	新民法の発効（すべての意志決定権を夫がもつとする）	2.45	軍によるクーデターが起こる
1968	2.49	幼稚園が文部省の管轄になる	2.92		3.12	婚姻の身分の如何を問わず、男女の政治的権利の平等が認められる（地方参政権に関しては不平等が存続）	2.42	
1969	2.51	年金制度大改革	2.91		3.12		2.35	
1970	2.43		2.88	教育一般法	3.01		2.40	
1971	2.41	産児制限を禁止するファシスト政権下のほとんどの法律の撤廃、障害者援助法、コムーネ保育所設立5カ年計画、母親労働者の保護、避妊法についての広告の自由化、離婚法の導入	2.88		3.00		2.32	
1972	2.36		2.86		2.86		2.32	
1973	2.34		2.84		2.77		2.26	
1974	2.33		2.89		2.69	社会主義革命による独裁体勢の終焉	2.37	
1975	2.21	家族相談員の設置、全国母子保護事業団の解散と地方行政への移管、家族法の改正による男女平等の徹底	2.80	フランコ政権の終焉（1939～）	2.75	初の自由かつ民主的国会議員選挙が行われる。政教条約の変更によりカトリック教会婚姻者に対する離婚が認められる。育児公益事業（公共の学校就学前教育システム）が設立	2.32	憲法発布
1976	2.11		2.79		2.82	新共和国憲法発布。すべての分野に於ける男女平等が定められる。90日の産休が認められる	2.35	9年間の義務教育制度実施
1977	1.98	労働に関する男女の待遇の均等化法、妊娠中絶の合法化	2.66	世界出生力調査（WFS）の実施	2.69	市民法（CivilCode）発布	2.26	1955年からこの年までの間に、120万人の失業者が移

							民となった
1978	1.87	人工妊娠中絶法、国民保健サービス法	2.53	避妊が合法化される (No.303378)	2.45		2.27
1979	1.76	世界出産力調査 (WFS) の実施	2.31		2.32	幼稚園が文部省および厚生省の管轄とされる	2.26 E.E.C.のメンバー国になる
1980	1.64		2.20		2.25	内務省管轄の家族に対する国家機関 (a state department for the family) が設立される。世界出産力調査 (WFS) の実施	2.23
1981	1.59		2.04	嫡出子、非嫡出子の法的平等の認可、離婚法の制定	2.13	嫡出子、非嫡出子の法的平等の認可	2.09 EU加盟
1982	1.56		1.94	民法典 (Civil Code) の改革が行われる (それにより、父親が外国人であるが、スペイン人の母親をもつ子どもにスペインの市民権が与えられる)	2.08		2.02
1983	1.51	未成年者の養子縁組と養育委託制度の導入	1.80	不妊治療が許可される。人工妊娠中絶が一部認可される	1.95		1.94 新家族法 (a new family law) の制定。ギリシャ社会保障研究所 (EKKE) による出生力調査の実施
1984	1.46	障害者年金制度の改正、労働不能年金導入	1.73	国際健康財団 (IHF) が15-44歳までの女性を対象に、避妊に関する調査を実施	1.90	中絶法 (法律第6/84号) が発効される	1.82 親休暇 (Parental leave) 制度が初めて導入される
1985	1.42		1.64	中絶法の改正 (Ley Organica 9/1985)。出産力調査 (国立統計研究所) が全国規模で実施される。家族に焦点をあてた、貧困政策の実施	1.72		1.67
1986	1.35		1.56	EU加盟	1.67	EU加盟	1.60
1987	1.33		1.50		1.63		1.50
1988	1.36	新少年法、家族手当給付制度の導入	1.45		1.62		1.50 親休暇が民間部門にまで拡張される
1989	1.33		1.40	出産休暇期間が14週から16週に延長	1.58		1.40
1990	1.33		1.36	児童手当制度の改正、教育法の改正	1.57		1.39 兵役についている3人以上子どもがいる父親に対し、15日の特別休暇 (L.1911/90) が導入される
1991	1.31		1.33		1.57		1.38 メディアが人口問題を議論し、その問題が国会でも取り上げられ、委員会が調査を始める
1992	1.31	社会保障制度の改	1.32		1.53		1.38 前年の問題の結論

		革、年金給付額の削減					を委員会が報告する。自宅介護制が導入される
1993	1.27		1.27		1.50	首都圏（子どものいる家族が多くを占める）におけるスラム街の撤去計画	1.34 国立労働機関が、民間部門で働く総ての女性の出産休暇を16週（前8／後8）に設定
1994	1.22		1.21	出産休暇期間中の手当が母親の所得の75%から100%に増額	1.43		1.35
1995	1.20	FFS 調査実施	1.18	児童課税控除額が出生順位別とされる。FFS 調査実施	1.40	産休期間が90日から98日に延長。FFS 調査実施	1.32
1996	1.19		1.17		1.43		1.30
1997	1.20	子どもの諸権利と機会の保障法、全国児童監察局の設置	1.18	16歳以下の子ども人口が17%強（約680万人）に低下	1.46	中絶が法的に認められる期間が延長される（法律第90/97号）。FFS 調査実施	1.31 EKKE による出生力調査の実施
1998	1.21		1.16	3歳以下対象の育児課税控除における重要な増加が法律に制定される	1.47	リスボンで万博が実施される	1.29 親休暇が3.5ヵ月（子どもが3歳半になるまで）に拡大される（L.2639/1998 art.25）
1999	1.22	財政法	1.20	妊娠による解雇が禁止される。16週の出産休暇のうち、10週を父親が取得可能になる	1.50	家族総合政策計画に着手。産休期間が120日まで延長。父親休暇が2日間から5日間に延長	1.28 FFS 調査実施。15歳以下の若者の識字率が99.7%となる。公共部門で働く女性の出産休暇20週（前8／後12）。また、1日当たり最初の2年間は2時間、次の2年間は1時間就業時間を早める権利が、9ヵ月の完全有給休暇のどちらかを選ぶことができるようになる
2000	1.24		1.24	6歳以下の子どもの養親も実親と同じ育児休暇をとる権利を得る	1.55	EU 議長国を努める（1月～6月）	1.29 民間部門で働く女性の出産休暇が17週（前8／後9）になる。民間部門で働く男性に2日間の父親休暇
2001	1.24	出産休暇の産前産後振り分けが選択制になる	1.26		1.46	児童手当の収入対象区分の改正	1.29